

# 有価証券オプション取引制度要綱

2022年4月4日現在  
株式会社大阪取引所

項目	内容	備考
<p>I 取引の仕組みについて</p> <p>1 取引対象</p> <p>2 オプション対象証券の選定基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内の金融商品取引所の上場有価証券のうち、当社が選定した有価証券（以下「オプション対象証券」という。）について、当該有価証券の売付け又はオプション対象証券の値段が権利行使価格を下回った場合にその差に基づいて算出される金銭を授受する取引を成立させることができるオプション（以下「プットオプション」という。）及び買付け又はオプション対象証券の値段が権利行使価格を上回った場合にその差に基づいて算出される金銭を授受する取引を成立させることができるオプション（以下「コールオプション」という。）の2種類（以下「有価証券オプション」という。）とする。</li> <li>・ 次の(1)から(3)までの有価証券の区分に従い、当該各区分に掲げる基準に適合する有価証券を、オプション対象証券の有価証券とする。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 株券                 <ul style="list-style-type: none"> <li>次の a 又は b に適合すること。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>a 次の(a)から(c)までに適合すること。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）のプライム市場に上場する株券又は次のイからハまでに適合する株券（東京証券取引所の非上場株券に限る。）であること。                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 流通株式数が2万単位以上であること。</li> <li>ロ 流通株式数が上場株式数の35%以上であること。</li> <li>ハ 株主数が800人以上であること。</li> </ul> </li> <li>(b) 上場株式数が、10万単位以上であること。</li> <li>(c) 最近1年間の月平均売買高が、2,000単位以上であること。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有価証券オプション取引の対象となる銘柄の区分は、有価証券オプションの種類ごとにオプション対象証券、有価証券オプション1単位のオプション対象証券の数量、権利行使日、権利行使価格及び権利行使により成立する取引の種別により行う。</li> <li>・ 流通株式数とは、当社が定めるところにより、上場株式数から大量所有者等の所有する株式数を控除したものをいう。</li> <li>・ 上場後1年未満の株券である場合には、上場日以降の期間とする。以下の投資信託受益証券、優先出資証券及び投資証券についても同じ。</li> <li>・ 月平均売買高とは、国内の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における売買高の合計の月割高をいう。以下同じ。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>3 限月取引及びその数</p> <p>(1) 通常限月取引</p>	<p>b 前 a の(a)に適合し、かつ、上場株式数が50万単位以上であること。</p> <p>(2) 投資信託受益証券 次の a 又は b に適合すること。</p> <p>a 次の(a)から(d)までに適合すること。</p> <p>(a) 投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を指標に連動する投資成果を目指す証券投資信託に係るものであること。</p> <p>(b) 受益者数が2,200人以上であること。</p> <p>(c) 上場受益権の総口数が金融商品取引所における売買単位の10万倍に相当する口数以上であること。</p> <p>(d) 最近1年間の月平均売買高が、2,000単位以上であること。</p> <p>b 前 a の(a)及び(b)に適合し、かつ、上場受益権の総口数が金融商品取引所における売買単位の50万倍に相当する口数以上であること</p> <p>(3) 優先出資証券及び投資証券 次の a 又は b に適合すること。</p> <p>a 次の(a)から(e)までに適合すること。</p> <p>(a) 流通優先出資口数又は流通投資口数が2万口以上であること。</p> <p>(b) 流通優先出資口数又は流通投資口数が上場優先出資の口数又は上場投資口数の35%以上であること。</p> <p>(c) 出資者数又は投資主数が2,200人以上であること。</p> <p>(d) 上場優先出資の口数又は上場投資口数が、10万単位以上であること。</p> <p>(e) 最近1年間の月平均売買高が、2,000口以上であること。</p> <p>b 前 a の(a)から(c)までに適合し、かつ、上場優先出資の口数又は上場投資口数が50万口以上であること。</p> <p>・ 上記(1) a の(c)、(2) a の(d)及び(3) a の(e)の月平均売買高は、オプション対象証券を選定する日における現況による。</p> <p>・ 直近の2か月と当該月以外の3月、6月、9月及び12月のうち直近の2か月の各月の第二金曜日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）を取引最終日とする4限月取引制とする。</p> <p>・ 各限月取引の期間は、3月、6月、9月及び12月の各限月取引については8か月、その他の各限月取引については2か月とする。</p> <p>・ 直近の限月取引の取引最終日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）を新たな限月取引の取引開始日とする。</p>	<p>・ 指標とは、金融商品市場における相場その他の指標をいう。</p> <p>・ 流通優先出資口数又は流通投資口数とは、当社が定めるところにより、上場優先出資の口数又は上場投資口数から大量所有者等の所有する優先出資口数又は投資口数を控除したものをいう。</p> <p>・ 第二金曜日及びその前日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる、以下同じ。</p>



項 目	内 容	備 考
<p>の追加設定</p>	<p>ション対象証券の値段が変動し、当日の最終値段に最も近接する権利行使価格（当該権利行使価格が2種類ある場合には高い方の価格をいう。）を基準として、当該権利行使価格を上回る又は下回る権利行使価格が1種類以下となった場合は、当該権利行使価格を上回る又は下回る権利行使価格がそれぞれ連続して2種類となるよう追加設定を行う。ただし、追加設定する日が、各限月取引の取引最終日と同一の週に属するときは、追加設定を行わないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>フレックス限月取引に設定する権利行使価格について、取引参加者の申請に基づく権利行使価格を設定する。ただし、取引最終日が申請日から起算して5日（休業日を除く）が経過する日までの間に到来する場合には、追加設定を行わない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社が適当と認める範囲の権利行使価格に限る。</li> </ul>
<p>5 権利行使価格等の調整 (1) 権利行使価格等の調整</p> <p>(2) 権利行使価格の特別設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オプション対象証券について株式（投資口及び受益権を含む。以下同じ。）の分割、株式併合又は有償増資等が行われた場合、権利落日等に、権利行使価格を当該株式の分割比率等に基づき調整することとする。</li> <li>権利行使価格の調整に伴い、有価証券オプション1単位のオプション対象証券の数量を当該株式の分割比率等に基づき調整するものとする。</li> <li>ただし、調整した場合の数量がオプション対象証券の売買単位の整数倍となるときその他当社が認めるときは、オプション対象証券の数量の調整は行わない。</li> <li>当社が必要と認める場合には、当社がその都度定める方法により有価証券オプションの権利行使価格等を調整できるものとする。</li> <li>権利行使価格の調整に伴い、有価証券オプション1単位のオプション対象証券の数量を調整した場合には、原則として、当該通常限月取引について、既存の権利行使価格と区分して、オプション対象証券の売買単位に係る数量を1単位とする新たな権利行使価格の設定（以下「特別設定」という。）を行うこととする。</li> <li>当該権利行使価格の特別設定は、当該権利落日等に、オプション対象証券の基準値段に最も近接する権利行使価格を中心に上下2種類ずつ、合計5種類となるよう行うこととする。</li> <li>権利行使価格の特別設定が行われたオプション対象証券</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>この場合、オプション対象証券の売買単位の変更が行われる場合その他必要と認められる場合、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）が建玉の調整を行う。</li> <li>オプション対象証券について売買単位の変更が行われた場合は、特別設定を行わないものとする。</li> <li>特別設定する日が、各限月取引の取引最終日と同一の週に属するときは、当該限月取引について特別設定を行わないことができる。</li> <li>既存の権利行使価格</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>6 立会方法</p> <p>(1) 立会の対象</p> <p>(2) 立会時間</p> <p>(3) 立会方法</p>	<p>券に係る限月取引については、当該特別設定された権利行使価格に基づき追加設定を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常限月取引を対象とする。</li> <li>・ 午前立会 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ オープニング・オークション：午前 9 時</li> <li>➢ レギュラー・セッション：午前 9 時から午前11時30分</li> <li>➢ クロージング・オークション：午前11時35分</li> </ul> </li> <li>・ 午後立会 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ オープニング・オークション：午後 0 時30分</li> <li>➢ レギュラー・セッション：午後 0 時30分から午後 3 時10分</li> <li>➢ クロージング・オークション：午後 3 時15分</li> </ul> </li> <li>・ 売買システムによる取引とする。</li> </ul>	<p>に基づく追加設定は行わないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フレックス限月取引は J-NET 取引のみを行う。</li> <li>・ 当社が必要と認める場合には、取引時間を臨時に変更できるものとする。</li> </ul>
<p>7 立会における取引契約締結の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別競争取引とする</li> </ul>	
<p>8 取引単位、立会における呼値及び制限値幅</p> <p>(1) 取引単位</p> <p>(2) 呼値</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オプション対象証券の売買単位に係る数量を 1 単位とする。</li> <li>・ オプション対象証券について、株式の分割、株式併合又は有償増資等が行われ、権利行使価格を調整した銘柄については、当該株式の分割比率等に基づき調整したオプション対象証券の数量を 1 単位とする。</li> <li>・ 成行及び指値とする。</li> <li>・ 呼値は、次の有効期間条件又は執行数量条件を付して行わなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 通常条件 当日の立会終了時に効力を失うものとする条件とする。</li> <li>b 指定期間条件 当社が別に定める期間の範囲内で指定した期間が満了する日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の立会終了時まで有効とする条件とする。</li> <li>c 残数量取消条件 呼値の全数量の取引が直ちに成立しない場合には、直ちに成立する数量のみの取引を成立させ、残数量の効力を失うものとする条件とする。</li> <li>d 全数量執行条件 呼値の全数量の取引が直ちに成立しない場合には、当該呼値の効力を失うものとする条件とする。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成行呼値は、有効期間条件を付して行うことができない。</li> <li>・ オープニング・オークション及びクロージング・オークション等においては、全数量執行条件を付して呼値を行うことができない。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考																											
(3) 呼値の単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>呼値の効力は、上記各条件のとおりとする。</li> <li>呼値の単位は、呼値の水準に応じて次のとおりとする。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="454 385 1088 837"> <thead> <tr> <th colspan="2">呼値の水準</th> <th>呼値の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">50 円未満の場合</td> <td>10 銭</td> </tr> <tr> <td>50 円以上</td> <td>1,000 円未満</td> <td>50 銭</td> </tr> <tr> <td>1,000 円以上</td> <td>3,000 円未満</td> <td>1 円</td> </tr> <tr> <td>3,000 円以上</td> <td>3 万円未満</td> <td>5 円</td> </tr> <tr> <td>3 万円以上</td> <td>5 万円未満</td> <td>25 円</td> </tr> <tr> <td>5 万円以上</td> <td>10 万円未満</td> <td>50 円</td> </tr> <tr> <td>10 万円以上</td> <td>100 万円未満</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">100 万円以上の場合</td> <td>5,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	呼値の水準		呼値の単位	50 円未満の場合		10 銭	50 円以上	1,000 円未満	50 銭	1,000 円以上	3,000 円未満	1 円	3,000 円以上	3 万円未満	5 円	3 万円以上	5 万円未満	25 円	5 万円以上	10 万円未満	50 円	10 万円以上	100 万円未満	500 円	100 万円以上の場合		5,000 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>売買単位が奇数であるオプション対象証券に係る有価証券オプション取引について、呼値の水準が1,000円未満の場合の呼値の単位は、1円とする。</li> </ul>
呼値の水準		呼値の単位																											
50 円未満の場合		10 銭																											
50 円以上	1,000 円未満	50 銭																											
1,000 円以上	3,000 円未満	1 円																											
3,000 円以上	3 万円未満	5 円																											
3 万円以上	5 万円未満	25 円																											
5 万円以上	10 万円未満	50 円																											
10 万円以上	100 万円未満	500 円																											
100 万円以上の場合		5,000 円																											
(4) 制限値幅	<ul style="list-style-type: none"> <li>呼値は、当社が定める値幅の限度を超える値段により行うことができないものとする。</li> <li>値幅の限度は、基準値段から制限値幅を減じて得た値段を下限とし、基準値段に制限値幅を加えて得た値段を上限とする。</li> <li>制限値幅は、当日の指定市場におけるオプション対象証券の基準値段に100分の25を乗じて得た数値とする。</li> <li>当社は、必要に応じて呼値の制限値幅を変更することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準値段は、原則として、前日の清算価格（クリアリング機構が有価証券オプション取引の清算価格として定める価格をいう。以下同じ。）とする。</li> </ul>																											
9 立会における取引の一時中断（即時約定可能値幅）	<ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券オプション取引の各銘柄について、当社が定める基準となる値段（以下「基準値段」という。）から当社が定める値幅を超えて取引が成立することとなる場合には、当社が適当と認める時間を経過するまでの間、当該銘柄の取引を一時中断する。</li> <li>上記の当社が定める値幅（即時約定可能値幅）は、その日のオプション対象証券の呼値の制限値幅の基準値段に応じて、次のとおりとする。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="438 1702 1098 2040"> <thead> <tr> <th colspan="2">オプション対象証券の呼値の制限値幅の基準値段</th> <th>即時約定可能値幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">500円未満</td> <td>上下10円</td> </tr> <tr> <td>500円以上</td> <td>1,000円未満</td> <td>上下20円</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上</td> <td>3,000円未満</td> <td>上下50円</td> </tr> <tr> <td>3,000円以上</td> <td>5,000円未満</td> <td>上下100円</td> </tr> <tr> <td>5,000円以上</td> <td>1 万円未満</td> <td>上下200円</td> </tr> </tbody> </table>	オプション対象証券の呼値の制限値幅の基準値段		即時約定可能値幅	500円未満		上下10円	500円以上	1,000円未満	上下20円	1,000円以上	3,000円未満	上下50円	3,000円以上	5,000円未満	上下100円	5,000円以上	1 万円未満	上下200円	<ul style="list-style-type: none"> <li>「基準値段」は、原則、直前の立会における売呼値及び買呼値に係る仲値並びに直前の約定値段とする。ただし、取引の状況等を勘案して適当と認めるときは、本所がその都度定める値段とする。</li> <li>「当社が適当と認める時間」は、原則として、30秒間とする。</li> </ul>									
オプション対象証券の呼値の制限値幅の基準値段		即時約定可能値幅																											
500円未満		上下10円																											
500円以上	1,000円未満	上下20円																											
1,000円以上	3,000円未満	上下50円																											
3,000円以上	5,000円未満	上下100円																											
5,000円以上	1 万円未満	上下200円																											



項 目	内 容	備 考
12 取引規制の方法	<p>利行使により成立するオプション対象証券の売買（制度信用取引又は自己の信用売り若しくは信用買いに係るものに限る。）に係る決済のために、貸借取引を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の貸借取引を行った場合、原則として、権利行使日の翌日の6か月目の応当日から起算して4日目の日までに、信用売り又は信用買いの決済を行わなければならない。</li> <li>・ 当社は、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、取引又はその受託に関し、次の措置を行うことができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 制限値幅の縮小</li> <li>b 証拠金の差入日時の繰上げ</li> <li>c 証拠金率の引上げ</li> <li>d 証拠金の有価証券による代用の制限</li> <li>e 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ</li> <li>f 取引代金の決済日前における預託の受入れ</li> <li>g 有価証券オプション取引の制限又は禁止（自己取引の禁止等）</li> <li>h 総建玉の制限</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度信用取引及び貸借取引は、株式会社東京証券取引所の信用取引・貸借取引規程その他関連規則に準じて行うものとする。</li> </ul>
13 上場廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、次の a 又は b のいずれかに該当した場合に有価証券オプションを上場廃止することとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a オプション対象証券が上場廃止となった場合</li> <li>b 当社が任意に定める基準日において、流動性基準に該当し、かつ、上場の継続を必要としないと認めたものについて、当該基準日の翌日以降1か月間に取引が成立していない場合</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流動性基準:当社が任意に定める基準日からさかのぼって1年間において、オプション対象証券単位で有価証券オプション取引が成立していないこと。</li> </ul>
14 有価証券オプションの引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オプション対象証券が企業再編（合併（投資法人の合併を含む）、株式交換、株式移転、会社分割等をいう。以下同じ。）又は投資信託の併合により上場廃止となる場合であって、当該企業再編に係る新設会社（投資法人を含む。以下同じ。）若しくは存続会社（投資法人を含む。以下同じ。）の発行する有価証券又は当該投資信託の併合に伴い発行される有価証券がオプション対象証券であるとき（新たに選定する場合を含む。）は、当該上場廃止となるオプション対象証券に係る有価証券オプションを、当該企業再編に係る新設会社若しくは存続会社の発行する有価証券又は当該投資信託の併合に伴い発行されるオプション対象証券に係る有価証券オプションとして、当社が定めるところにより、引き継ぐことができるものとする。</li> <li>・ 有価証券オプションを引き継ぐ場合において、上場廃止となるオプション対象証券に係る有価証券オプション取引の各銘柄は、当社が定めるところにより、当該企業再編に係る新設会社若しくは存続会社の発行する有価証券又は当該投資信託の併合に伴い発行されるオ</li> </ul>	



項 目	内 容	備 考
	<p>プシオン対象証券に係る有価証券オプション取引の銘柄として、有価証券オプション取引を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引継ぎに係る限月取引が設定されていない場合は当該限月取引を新たに設定し、引継ぎに係る銘柄が設定されていない場合は当該銘柄を新たに設定する。</li> </ul>
II J-NET取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳細については、「J-NET取引制度要綱」参照。</li> </ul>	
III ギブアップ取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳細については、「ギブアップ制度要綱」参照。</li> </ul>	
IV 建玉移管	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引参加者は、自己の計算による未決済約定及び顧客の委託の計算に基づく未決済約定を、他の取引参加者に移管することができる。</li> <li>取引最終日を迎えた限月取引については、取引最終日の翌日以降において建玉の移管を行うことができない。</li> <li>有価証券オプション取引に係る建玉の移管は、値段ゼロを当該未決済約定に係る約定値段として行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算参加者（クリアリング機構が行う有価証券債務引受業の相手方となるための資格（以下「清算資格」という。）を有する者をいう。以下同じ。）の建玉移管に関する事項は、クリアリング機構が定める。</li> </ul>
V 証拠金及び決済について	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳細については、「先物・オプション取引に係る証拠金及び決済制度の概要」参照。</li> </ul>	
VI 参加者負担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳細については、「取引参加者料金概要」参照。</li> </ul>	
VII その他		
1 相場情報システムで伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の情報を、相場情報システムで伝達するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 四本値、歩み値情報</li> <li>b 銘柄別取引高及び取引代金</li> <li>c 総取引高及び取引代金</li> <li>d 銘柄別建玉残高</li> <li>e オプション対象証券別建玉残高</li> <li>f 銘柄別権利行使数量</li> <li>g 最良気配及び数量</li> <li>h 複数気配及び数量</li> <li>i 清算価格</li> <li>j 銘柄別値付回数</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>フレックス限月取引は伝達の対象外とする。</li> </ul>
2 取引参加者別取引高等の開示		
(1) 取引参加者別取引高の開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>日々の取引高上位20銘柄の銘柄別、取引参加者別、売り買い別取引高（上位20取引参加者）を開示するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、取引高10単位未満の銘柄は開示しない。</li> <li>フレックス限月取引は開示対象外とする。</li> </ul>
(2) 取引参加者別建玉残高の開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>週末現在の建玉残高上位20銘柄の銘柄別、取引参加者別、売り買い差引建玉残高（上位15取引参加者）を開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>フレックス限月取引は開示対象外とする。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
(3) 投資部門別取引内容の開示	<p>示するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>週間及び月間の投資部門別、売り買い別取引高及び取引代金を開示するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全有価証券オプションのプット・コールの別に開示するものとする。</li> <li>フレックス限月取引は開示対象外とする。</li> </ul>
3 建玉制限等		
(1) 建玉制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一のオプション対象証券に係る有価証券オプション取引を、取引参加者が自己の計算により行う場合又は顧客が取引参加者（当該顧客が他の取引参加者に先物・オプション取引口座を設定している場合には、当該他の取引参加者を含む。）に委託する場合には、次に掲げる数量が、オプション対象証券の3月時点現在における上場株式数の1%に当たる株式数に相当する取引単位（以下「建玉制限数量」という。）を超えてはならないものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a プットオプションに係る売建玉（顧客が取引参加者に委託する場合にあつては総売建玉とする。以下同じ。）と買建玉（顧客が取引参加者に委託する場合にあつては総買建玉とする。以下同じ。）の差引数量</li> <li>b コールオプションに係る売建玉と買建玉の差引数量</li> <li>c 前a及びbに掲げる数量のうち、いずれか一方において売建玉が買建玉を超え、他方において買建玉が売建玉を超えている場合には、前aの差引数量に前bの差引数量を加えた数量</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該オプション対象証券を所有している場合等、当社が必要と認める場合には、全部又は一部数量を減じるものとする。</li> <li>100単位未満は切捨て。以下の計算において同じ。</li> </ul>
(2) 建玉制限数量の見直し		
① 定期的見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年3月末日を基準として定期的に定める建玉制限数量は、当該基準日における上場株式数（上場優先出資の口数、上場受益権の総口数及び上場投資口口数を含む。以下同じ。）の1%の株式数に相当する個別証券オプション取引の取引単位とする。ただし、基準日からさかのぼって1年間における年間売買高が上場株式数の10%に満たない場合は、当該上場株式数の0.7%の株式数に相当する個別証券オプション取引の取引単位とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オプション対象証券の流動性が一定の基準に満たない場合は、建玉制限数量を低くするが、その基準を売買回転率によることとする。</li> <li>基準日における上場株式数について株式の分割又は株式無償割当てに係る新たな有価証券が発行されていない場合は、当該新たな有価証券の数量を加える。</li> </ul>
② 臨時見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>オプション対象証券を新たに選定した場合、株式の分割等によりオプション対象証券の数量がオプション対象証券の売買単位の整数倍となる場合、オプション対象証券について売買単位の変更が行われる場合その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨時見直しによる新たな建玉制限数量は、①の定期見直しの方法に準じて定めるも</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>(3) 大口建玉報告</p> <p>付 則</p>	<p>当社が必要と認める場合は、オプション対象証券の上場株式数、取引単位その他の事項を勘案して、建玉制限数量をその都度定めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引参加者は、自己又は顧客の建玉残高が次のいずれかに該当することとなった場合には、該当することとなった日の翌日の当社が指定する時刻までに、大口建玉報告書を当社に提出するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a オプション対象証券を同一とするプットオプションの売建玉とコールオプションの買建玉の合計が報告基準値以上</li> <li>b オプション対象証券を同一とするプットオプションの買建玉とコールオプションの売建玉の合計が報告基準値以上</li> </ul> </li> </ul> <p>・ 市場の状況によっては、上記内容の変更もありえる。</p>	<p>のとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告基準値は建玉制限数量の20%に相当する数量(ただし、100単位の数量に満たない端数は切り捨てる)とする。</li> <li>・ オプション対象証券を同一とするオプションの組合せで損益の限定されている建玉、オプション対象証券等との組合せで損益の限定されている建玉及び権利行使により権利行使価格と現実価格との差に基づいて金銭を授受することとなる有価証券オプション取引における建玉については、報告基準から除外することができる。</li> </ul>

以 上